

令和7年第2回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示.....	1
2	招集年月日.....	1
3	招集の場所.....	1
4	会議の時刻.....	1
5	応招議員.....	1
6	不応招議員.....	1
7	出席議員.....	1
8	欠席議員.....	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
10	議事日程.....	2
11	本日の会議に付した事件.....	3
12	会議の経過.....	3
(1)	開会及び開議の宣告	3
(2)	諸般の報告	3
(3)	議席の指定	3
(4)	会議録署名議員の指名	3
(5)	会期の決定	3
(6)	承認第3号から第5号、認定第1号及び第2号、報告第1号、議案第7号から第12号の提出 4	
(7)	提案理由の説明	4
(8)	承認第3号の説明、採決	6
(9)	承認第4号の説明、採決	7
(10)	承認第5号の説明、採決	8
(11)	認定第1号及び第2号の説明、採決	9
(12)	報告第1号の説明、採決	13
(13)	議案第7号の説明、採決	13
(14)	議案第8号の説明、採決	14
(15)	議案第9号の説明、採決	15
(16)	議案第10号の説明、採決	15
(17)	議案第11号及び第12号の説明、採決	16
(18)	閉議及び閉会の宣告	18

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第 15 号

令和 7 年第 2 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 23 日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

1 日 時 令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 2 時

2 場 所 福島県福島市上町 4 番 25 号

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3 階 「あぶくま」

2 招集年月日

令和 7 年 7 月 22 日（火曜日）

3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3 階 「あぶくま」

4 会議の時刻

令和 7 年 7 月 22 日（火曜日） 午後 2 時 8 分開会、午後 3 時 7 分閉会

5 応招議員

4 番 須田 博行 君	5 番 佐藤 淳一 君	7 番 坂本 浩之 君
8 番 大堀 武 君	9 番 清川 雅史 君	10 番 佐藤 瞭二 君
11 番 高玉 良一 君	12 番 本多 勝実 君	13 番 高橋 道也 君
14 番 角田 真美 君	15 番 五ノ井 義一 君	16 番 吉田 義則 君

6 不応招議員

1 番 椎根 健雄 君	2 番 内田 広之 君	3 番 遠藤 忠一 君
6 番 高橋 廣志 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
代表監査委員	長谷川 敏朗 君	会計管理者	木村 佳子 君
事務局長	本田 博進 君	事務局次長	泉 志保 君
総務課長	中野 敬一 君	業務課長	鈴木 武志 君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	承認第3号から第5号、認定第1号及び第2号、報告第1号、議案第7号から第12号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))
日程第 8	承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
日程第 9	承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 令和7年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定)
日程第10	認定第 1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第 2号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	報告第 1号 放棄した債権の報告について
日程第13	議案第 7号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
日程第14	議案第 8号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第 9号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第11号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第 18 議案第 12 号 令和 7 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 2 号）

1 1 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

（午後 2 時 8 分）

（1）開会及び開議の宣告

議長（清川 雅史君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和 7 年第 2 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

椎根 健雄君、内田 広之君、遠藤 忠一君、高橋 廣志君より欠席の届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

（2）諸般の報告

議長（清川 雅史君） 日程第 1「諸般の報告」を行います。

2 月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

令和 7 年 3 月 9 日付で 伊澤 史朗君 が任期満了となりました。

これにより、令和 7 年 3 月 13 日告示の補欠選挙が執行され、大堀 武君が当選されました。

また、令和 7 年 4 月 26 日付で 品川 萬里君が任期満了となりました。

これにより、令和 7 年 4 月 25 日告示の補欠選挙が執行され、椎根 健雄君が当選されました。

（3）議席の指定

議長（清川 雅史君） 次に、日程第 2「議席の指定」を行います。

会議規則第 4 条第 1 項の規定により、今回、補欠選挙において当選された椎根 健雄君の議席を 1 番、大堀 武君の議席を 8 番に指定します。

（4）会議録署名議員の指名

議長（清川 雅史君） 次に、日程第 3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、5 番 佐藤 淳一君、15 番 五ノ井 義一君を指名いたします。

（5）会期の決定

議長（清川 雅史君） 次に、日程第 4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日間と決定いたしました。

- (6) 承認第３号から第５号、認定第１号及び第２号、報告第１号、議案第７号から第１２号の提出
議長（清川 雅史君） 次に、日程第５「承認第３号から第５号、認定第１号及び第２号、報告第１号、議案第７号から第１２号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は先にお渡ししておりますので、ご了承願います。

- (7) 提案理由の説明

議長（清川 雅史君） 次に、日程第６「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和７年第２回福島県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成２０年４月の制度創設以来１７年が経過し、高齢者の皆様が安心して医療を受けられる制度として、構成市町村のご協力のもと、適正な運営に努めてきました。

本年は、いわゆる団塊の世代がすべて７５歳以上となる節目の年であり、今後、後期高齢者の医療費は一層の増加が見込まれております。こうした状況を踏まえ、昨年４月には、すべての国民が年齢を問わず、その負担能力に応じて公平に医療保険制度を支え合うという観点から、保険料賦課限度額の引き上げなどの制度の見直しが行われました。

加えて、高齢化の進展や医療の高度化、そして高額な薬剤の普及により、高額療養費制度の給付額も年々増加しており、現役世代を中心とした保険料負担が増大しています。すべての世代の保険料負担の公平性確保と軽減を図るため、政府においては段階的な負担限度額の見直しなど、高額療養費制度全体のあり方が検討されており、その動向を注視しているところです。

さらに、令和８年度からは「子ども・子育て支援金制度」が段階的に導入される予定です。この制度は、すべての医療保険制度の加入者が、次世代育成の費用を社会全体で支え合うという考え方にに基づき、少子化対策の財源として創設されるものであります。

後期高齢者医療制度においても、この支援金制度の財源拠出主体として参画することとなり、令和８年度以降、被保険者の保険料に反映される見込みです。

制度の趣旨を踏まえ、子育て世代のみならず、すべての世代が支え合い、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けた新たな仕組みとして、新しい制度に適切に対応してまいります。

また、こうした制度改正による保険料への影響についても十分に精査し、被保険者の負担が急激な増加とならないよう、慎重な配慮のもと、保険料率の算定を進めてまいります。

次に、「マイナンバーカードと保険証との一体化」については、昨年１２月２日より被保険

者証の新規交付を停止し、申請不要の「資格確認書」を交付する暫定的な運用を実施しています。なお、この暫定運用は令和8年8月の年次更新まで継続され、制度変更による被保険者の混乱を防ぐため、市町村と連携しながら、引き続き丁寧な周知・広報に努めてまいります。

次に、東日本大震災に伴う避難指示区域等における被保険者に対する保険料や一部負担金の減免措置については、令和5年度より段階的な見直しが進められています。令和7年度からは一部地域において、一部負担金の免除が終了となることから、対象者に丁寧に説明し、ご理解を得られるよう取り組んでまいります。

次に、健康の保持・増進に向けた取り組みとしては、第3期データヘルス計画に基づき、着実に施策を進めています。昨年度より、すべての市町村において「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおり、加えて、オーラルフレイル予防強化の一環として、歯科口腔健康診査の対象に75歳到達者に加え、80歳到達者を追加して実施しています。

一方で、これらの取り組みをより効果的に推進していくには、健診受診率の向上が不可欠です。今後は、受診勧奨の強化を通じて、さらなる向上を目指します。

次に、医療費の適正化については、引き続き、医療機関からの請求内容の点検や、交通事故等による第三者行為求償の徹底を図るほか、ジェネリック医薬品の使用促進、被保険者に対する医療費のお知らせ等を通して、被保険者の理解と協力のもと、適正な医療給付の実現に取り組んでまいります。

以上、後期高齢者医療制度についての一端を申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分承認が3件、令和6年度決算に係る議案が2件、放棄した債権の報告が1件、規約の変更が1件、条例に係る議案が3件、令和7年度補正予算に係る議案が2件、合わせて12件であります。

「承認第3号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」及び「承認第4号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

「承認第5号」は、東日本大震災等による被災者の保険料減免について、令和7年度分保険料減免の財政支援の基準が新たに示されたことから、同条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、同法第233条第3項の規定により監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

「報告第1号 放棄した債権の報告について」は、福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

「議案第7号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の制定について」は、南会津地方環境衛生組合が本年3月31日に解散したことに伴い、所要の改正をするものです。

「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、福島県人事委員会の勧告に伴い、所要の改正をするものです。

「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、いずれも引用している法令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

「議案第11号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,484万5千円を追加し、その総額を、それぞれ11億4,400万1千円とするものであります。

「議案第12号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46億5,271万6千円を追加し、その総額を、それぞれ2,650億9,253万円とするものであります。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(8) 承認第3号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第7「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

「専決第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」は、標準システム更改及びマイナ保険証周知広報事業に係る費用を専決処分したものです。

主な内容は、一つ目は、標準システムの機器更新。

二つ目は、マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進に関する広報事業で、新聞広告の掲載やチラシの作成などです。

これらは、国から補助対象事業として示されたものであり、速やかな対応が求められたことから、当広域連合においても早急に事業を実施し、すでに完了しております。

当該補助金に関する国の決定通知が2月議会終了後に示されたため、地方自治法の規定に基づき、令和7年3月10日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第3号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第3号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（9） 承認第4号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第8「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

「専決第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、資格確認書の暫定運用継続に係る周知・広報に係る費用を専決処分したものです。

主な内容は、令和7年4月3日付け厚生労働省通知を受け、後期高齢者へのマイナ保険証の利用の働きかけと、被保険者証が使用できなくなることに對する高齢者の不安解消を目的に、年次更新前に周知・広報の事業を実施したものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和7年5月7日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第4号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第4号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第4号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(10) 承認第5号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第9「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和7年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて」説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

「専決第3号 令和7年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」の趣旨は、被災者に対する保険料について、国から令和7年度分の減免の財政支援の基準が新たに示されたことから、当該年度の減免条例を制定するものです。

主な内容は、令和7年度の保険料について、平成27年度までに避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者、平成28年度に避難指示等が解除された地域における減免及び上位所得に該当しない者の保険料減免の取り扱いを定めたものです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和7年7月8日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

条例の施行日は令和7年7月8日、適用は令和7年4月1日に遡って適用します。

承認第5号の説明は以上です。

議長(清川 雅史君) それでは、承認第5号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第5号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(11) 認定第1号及び第2号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第10「認定第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第11「認定第2号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「認定第1号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」説明します。

議案書の28ページをご覧ください。

まず、歳入です。表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額 9億9,686万6千円に対して、調定額、収入済額は9億9,688万8,264円で、予算現額に対して、2万2,264円の増となりました。

29ページをご覧ください。

歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額 9億9,686万6千円に対して、支出済額は9億4,737万6,864円で、不用額が4,948万9,136円となりました。

歳入歳出差引残額 4,951万1,400円は、翌年度へ繰り越します。

次に30ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

歳入の状況について、収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 分担金及び負担金 9億3,800万円余は、派遣職員人件費や電算処理システム運用経費など、組織や制度を運営する上で必要な共通経費に対する市町村の負担金です。

第4款 繰越金 5,700万円余は、前年度からの繰越金です。

第5款 諸収入 90万円余は、派遣職員の公舎借上に係る個人負担金、歳計現金の預金利子や会計年度任用職員等の社会保険料納付金などの雑入です。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額9億9,686万6,000円に対して、調定額、収入済額ともに9億9,688万8,264円です。

不納欠損額、収入未済額はありません。

31ページをご覧ください。

歳出の状況について、支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 議会費 60万円余は、議員報酬など議会運営費です。

第2款 総務費 1億200万円余は、派遣職員のうち、事務局長、次長、総務課職員、合わせて6名分の人件費負担金や、会計年度任用職員1名分の任用費など事務局管理運営費です。

32ページをご覧ください。

第3款 民生費 8億4,400万円余は、事業に係る事務経費や業務課職員17名分の人件費等を特別会計に繰り出すための経費などです。

以上、歳出の合計は、補正後の予算現額 9億9,686万6,000円に対し、支出済額は9億4,737万6,864円、不用額は4,948万9,136円です。

33ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書ですが、記載のとおり、4,951万1千円の実質収支額となりました。

続きまして、「認定第2号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」説明します。

35ページをご覧ください。

歳入の決算額は、収入済額の合計で2,593億3,900万円余です。

36ページ、37ページをご覧ください。

表の下の方の歳入の決算額は、収入済額の合計で2,545億1,500万円余、差引残額48億2,406万4,352円は、翌年度に繰越します。

歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書で、主なものを説明します。

38ページをご覧ください。

歳入の状況について、収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 市町村支出金 455億7,800万円余は、被保険者からの保険料、低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、療養給付費負担金など、市町村からの各種負担金です。

第2款 国庫支出金 891億2,200万円余は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金のほか、各広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情を考慮し交付される特別調整交付金、原発事故で被災した被保険者の保険料の減免等による災害臨時特例補助金などの国庫補助金です。

39ページをご覧ください。

第3款 県支出金 208億6,500万円余は、療養給付費や高額医療費に係る県の負担金です。

第4款 支払基金交付金 959億4,600万円余は、社会保険診療報酬支払基金から交付される、現役世代からの支援金です。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金 1億200万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、全国の広域連合が共同で負担する特別高額医療費共同事業による国保中央会からの交付金です。

第6款 財産収入 500万円余は、歳入歳出外現金の運営安定化基金に係る預金利子です。

第7款 繰入金 11億4,000万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

40ページをご覧ください。

第8款 繰越金 63億3,500万円余は、国からの療養給付費負担金など、令和6年度に精算する償還分を含む前年度からの繰越金です。

第10款 諸収入 2億4,200万円余は、歳計現金の運用利子や、交通事故等にかかる加害者からの損害賠償金、医療機関からの診療報酬返還金等です。

不納欠損額127万円余は、生活保護受給者への被保険者証誤交付に基づき発生した支出済医療保険給付費に関する債権について、債務者本人が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復も見込めないことから債権の回収を断念し、条例の規定により債権放棄とし、不納欠損としたものであります。

収入未済額358万円余は、医療機関の不正・不当請求の返還金及び資格喪失後の受診による返還金や一部負担金の差額返還金などです。

以上、歳入の合計は、40ページの表の一番下 補正後の予算現額 2,606億9,537万1,000円に対し、調定額 2,593億4,395万6,171円、収入済額2,593億3,909万6,846円であり、不能欠損額は127万400円、収入未済額は358万8,925円となりました。

41ページをご覧ください。

歳出の状況について、支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 総務費 11億6,400万円余は、電算処理費のほか、資格管理費や給付管理費など、制度の運営経費です。

42ページをご覧ください。

第2款 保険給付費 2,461億6,200万円余は、医療機関等に支払う療養給付費や、被保険者に支給する高額療養費などです。

43ページをご覧ください。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金 1億900万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費を、全国の広域連合が共同で負担し、当該広域連合の財政負担の

軽減を図るための共同事業にかかる拠出金です。

第4款 支払基金拠出金 2億1,000万円余は、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みにより、広域連合が負担するものです。

44ページをご覧ください。

第5款 保健事業費 12億5,500万円余は、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の維持・向上を図るための健康診査事業費や、健康増進事業に係る経費です。

第6款 基金積立金 16億500万円余は、運営安定化基金に、令和5年度の剰余金を積み立てたものです。

第8款 諸支出金 40億600万円余は、保険料還付金や療養給付費の額確定に伴う療養給付費負担金の償還金などです。

45ページをご覧ください。

以上、歳出の合計は、補正予算後の予算現額2,606億9,537万1,000円に対し、支出済額2,545億1,503万2,494円で、不用額は61億8,033万8,506円

です。

次に、46ページをご覧ください。

特別会計の実質収支に関する調書であります、記載のとおり、48億2,406万4,000円の実質収支額となりました。

次に、47ページの財産に関する調書をご覧ください。

公有財産、物品、債権はありません。

基金につきましては、運営安定化基金の決算年度末現在高が、96億1,971万9,000円となっています。

以上が、令和6年度歳入歳出決算の説明であります。

48ページ以降は、主要な施策の成果等報告書です。

認定第1号及び認定第2号についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） 次に、代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 長谷川 敏朗君。

監査委員（長谷川 敏朗君） 私から令和6年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

議案書82ページ「令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書」をご参照いただきたいと存じます。

去る令和7年6月25日、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして佐藤監査委員と共に審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても、関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、誤りが無いものと認められました。

最後に決算の概要につきましては、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見としてご報告申し上げます。

議長（清川 雅史君） ただいまの代表監査委員の意見を踏まえ、認定第1号及び第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号及び第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

(12) 報告第1号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第12「報告第1号 放棄した債権の報告について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「報告第1号 放棄した債権の報告について」説明します。

議案書の89ページをご覧ください。

報告第1号は、返納金(無資格受診による医療費の返還)1件、債権額127万円余につきまして、福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権回収が見込めないため、当該債権の放棄について、議会定例会へ報告するものです。

報告第1号の説明は以上です。

議長(清川 雅史君) それでは、報告第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認め、報告第1号を終わります。

(13) 議案第7号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第13「議案第7号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第7号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について」説明します。

議案書の90ページをご覧ください。

規約変更の趣旨は、南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び、事務組合同約の変更を行うものです。

当該規約は、知事の許可があった日から施行となり、改正後の規約の規定は、令和7年4月1日に遡って適用となります。

変更箇所は、93ページから95ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第7号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(清川 雅史君) それでは、議案第7号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(14) 議案第8号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第14「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」説明します。

議案書の96ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、福島県人事委員会の勧告に伴い、昇給の基準及び管理職特別勤務手当について、所要の改正を行うものです。

条例の施行日は公布の日で、令和7年4月1日に遡って適用します。

変更箇所は、99ページから100ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第8号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(清川 雅史君) それでは、議案第8号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(15) 議案第9号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第15「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第9号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明します。

議案書の101ページをご覧ください。

条例改正の趣旨は、引用する育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律における準用先の変更です。

条例の施行日は公布の日で、令和7年4月1日に遡って適用します。

変更箇所は、104ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第9号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(清川 雅史君) それでは、議案第9号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(16) 議案第10号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第16「議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(本田 博進君) 「議案第10号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について説明します。

議案書の１０５ページをご覧ください。

こちらも育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、深夜勤務及び時間外勤務の制限について対象となる職員を拡大するなど、関係規定を整備するものです。

条例の施行日は公布の日で、令和７年４月１日に遡って適用します。

変更箇所は、１０９ページから１１０ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第１０号の説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第１０号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１０号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（１７） 議案第１１号及び第１２号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第１７「議案第１１号 令和７年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び日程第１８「議案第１２号 令和７年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第１１号 令和７年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」について説明します。

議案書の１１１ページをご覧ください。

補正の内容ですが、令和６年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，４８４万５千円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに

11億4,400万1千円とするものです。

113ページから115ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

114ページをご覧ください。

まず、歳入でありますが、4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金に
1,484万5千円を追加するものです。

これは、令和7年度への繰越金4,951万1千円が確定したことから、令和7年度当初予算で計上していた繰越金3,466万6千円との差額 1,484万5千円を追加するものです。

115ページをご覧ください。

次に歳出ですが、4款 予備費 1項 予備費 1目 予備費に繰越金で追加したのと同額
1,484万5千円を追加するものです。

続きまして、「議案第12号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明します。

議案書の117ページをご覧ください。

補正の内容ですが、令和6年度決算の認定により、繰越金などが確定したことなどから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ46億5,271万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに
2,650億9,253万円とするものです。

議案書の120ページから122ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。

121ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、2款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金に
691万6千円を追加します。

これは、マイナ保険証周知広報事業に係る特別調整交付金です。

3款 県支出金 1項 県負担金 2目 高額医療費負担金に3,226万5千円を追加します。

これは、令和6年度の高額医療費負担金の精算に伴い、概算交付額を実績額が上回ったことによる追加交付です。

6款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金は、利率上昇により、運営安定化基金の利子増加分1,343万4千円を追加するものです。

8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金に46億10万1千円を追加します。

これは、令和7年度への繰越金48億2,406万5千円が確定したことから、令和7年度当初予算で計上していた繰越金2億2,396万4千円との差額46億10万1千円を追加するものです。

122ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費に、マイナ保険証の周知広報事業等の市町村への補助金のほか、任期付職員等人件費の増により、848万7千円を追加するものです。

6款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 運営安定化基金積立金は、歳入と同額の
1,343万4千円を運営安定化基金積立金として追加するものです。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金の32億8,680万9千円の追加は、令和6年度に概算払いで受けていた、国等からの療養給付費負担金等の精算に係る償還金等です。

9款 予備費 1項 予備費 1目 予備費 13億4,398万6千円は、令和6年度決算に係る剰余金などを予備費に追加するものです。

議案第11号及び第12号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第11号及び第12号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号及び第12号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び第12号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

（18）閉議及び閉会の宣告

議長（清川 雅史君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、令和7年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時7分）